

3月度の安全協議会の報告です。

今回は免許制度の改正法の注意掛け、ヤードの改善の安全対策の報告を中心に行いました。



平成29年3月12日スタート 改正道路交通法が施行されます

18歳から取得可能な免許 準中型免許の新設

- 準中型免許の新設
- 準中型免許の受験資格・講習日数
- 準中型免許に係る初心運転者期間制度
- すでに普通免許を保有している方は

免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	改正後
普通自動車 普通免許 18歳以上	普通自動車 普通免許 18歳以上
中型自動車 中型免許 20歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上
大型自動車 大型免許 21歳以上	大型自動車 大型免許 21歳以上

18歳から普通免許でもOK!

免許制度の改正法により準中型免許が新設され、普通免許の取得時期により2tが乗れない方がいますので注意して下さい。

ヤード内作業が暗くて作業がしにくいという議題が上がりましたので、新しくライトを付け改善しました。職人さんからの声を積極的に取り入れ職人さんが事故・怪我をしないよう日々取り組んでいます。

～コメント～

3月に入り暖かくなってきましたが、インフルエンザや風邪がまだ流行しています。体調管理をしっかりしていきましょう。

子供たちが春休みに入り、普段いない時間に遊んでいます。いつも以上に子供の飛び出し等気を付けて安全行動をしてください。